

公衆浴場法の手続きについて

変更の手続き

許可を取得して以降、申請事項に変更があった場合は、**公衆浴場営業許可申請書記載事項変更届（第3号様式）**と必要な書類を、保健福祉事務所に提出する必要があります。

変更事項	添付書類
営業者の住所の変更 (法人の住所や、個人営業の場合は営業者の住所の変更)	○ 法人の場合は、 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） を確認します。 (確認後に返却します。)
営業者の氏名の変更（同一人の場合※） (法人の名称や、個人営業者の結婚等による氏名の変更) ※ 営業者が別の人になる場合（個人から法人、法人から個人への変更を含む）は変更の手続きではなく、承継の手続き又は現在の許可を廃止して新しい営業者が許可をとる必要があります。	
代表者の変更（法人のみ）	
施設の名称の変更	
施設の構造設備の変更 (例) ・ 客室や浴室の増改築 ・ 温泉貯湯槽やろ過器の新設交換 等 ※ <u>大規模な変更の場合には、許可を取り直す必要がある場合があります。</u>	変更後の状態が構造設備基準に適合する必要があるため、 着工前に、変更内容が分かる図面を持参して窓口にてご相談をお願いします。
変更の内容に応じて、右記の書類の提出が必要です。詳細は保健福祉事務所にご相談ください。	○ 変更の詳細 ○ 変更に係る新旧の図面 ○ 入浴設備の調査票 ○ 水質検査成績書の写し (原本確認をします)

停止・廃止の手続き

(1) 停止の場合

一定期間、休業する場合は、休業したときから10日以内に届け出てください。

(2) 廃止の場合

公衆浴場の営業を廃止する場合は、廃止したときから10日以内に届け出てください。

提出書類 … **公衆浴場営業停止（廃止）届（第4号様式）**

承継の手続き

次の場合は、公衆浴場営業承継届により営業を引き継ぐことができます。詳細はご相談ください。

- 事業譲渡された場合（個人から法人、法人から個人への変更を含む）※
- 相続した場合（個人）
- 合併、分割した場合（法人）

※ 令和5年12月12日以前に事業が譲渡されていた場合、承継の手続きではなく、現在の許可を廃止して、新しい営業者が許可をとる必要があります。

No	届出に必要な書類	譲渡	相続	合併	分割
1	公衆浴場営業承継届	○	○	○	○
2	営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等の写し等）	○			
3	戸籍謄本（相続人がわかるもの） ※1		○		
4	公衆浴場営業相続同意証明書 ※2		○		
5	定款又は寄附行為の写し	○ ※3		○ ※4	○ ※4
6	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）			○ ※4	○ ※4
7	新設分割は分割計画書、吸収分割は分割契約書				○
8	施設の平面図、浴槽の配管系統図等 ※5	○			

- ※1 被相続人の出生から死亡までの事実を証するもので、相続人全員が把握できるもの（必要に応じて、除籍謄本や改製原戸籍などで補完してください。法定相続情報一覧図の写しも可）
- ※2 相続人となりうる者全員の同意に関する署名押印が必要です。
- ※3 届出者が法人の場合
- ※4 合併・分割後存続する法人、もしくは合併・分割により設立された法人のもの
- ※5 添付不要な場合がありますので、事前にご相談ください。

許可状況証明願について

令和3年9月3日以降、許可指令書の再交付申請がなくなりました。

施設の許可状況について証明を希望する場合には、許可状況証明願を提出してください。

提出書類 … **許可状況証明願**

お渡しは提出から2週間以降となります。

郵送での受取りをご希望の場合は、証明願提出時に返信用の切手及び封筒をご準備ください。

問合せ先

神奈川県平塚保健福祉事務所 環境衛生課

電話 0463-32-0130

FAX 0463-35-4025